

KEY INFORMATION

重要事項

運営規程の概要

pocopoco がどんな事業所で、誰が働いていて、いつ開いていて、いくらかかるのか。事業所に掲示している重要事項を、1冊にまとめています。



CONTENTS

目次

重要事項（運営規程の概要）

Chapter 01	事業所の概要と運営の方針	3
Chapter 02	職員の体制と営業時間	5
Chapter 03	サービスの内容と利用料金	7
Chapter 04	安心してご利用いただくために	9

指定通所支援の運営基準により、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所内に掲示するとともにウェブサイトに掲載することとされています。

内容は、東京都に届け出ている運営規程（令和8年9月1日改訂）にもとづいています。

Chapter

01

事業所の概要と運営の方針

PROFILE

事業所の概要

項目	内容
事業所名	児童発達支援 pocopoco
サービス種別	児童発達支援（センター以外）
主たる対象	重症心身障害以外
法人名	株式会社INU
代表者	畠 昂哉
所在地	〒183-0052 東京都府中市新町一丁目71-7
電話	042-306-7126
指定年月日	2025年12月1日
利用定員	10名

POLICY

運営の方針

01

療育指導と学習支援

障害のあるお子さまが、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう、心身の状況と置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な療育指導と学習支援を行います。

02

5領域の総合的な支援

健康・生活／運動・感覚／認知・行動／言語・コミュニケーション／人間関係・社会性の5領域をすべて含めた総合的な支援を基本とし、個別支援計画において5領域とのつながりを明らかにしたうえで提供します。

03

異性介助への配慮

本人の意思に反する異性介助が行われないよう、お子さまの年齢等に応じて意向を把握し、それを踏まえた体制の確保に努めます。

04

わかりやすい説明

支援は懇切丁寧に行うことを旨とし、お子さまと保護者に対して、提供方法等を理解しやすいように説明します。

Chapter

02

職員の体制と営業時間



STAFF

職員の体制

運営規程に定める職種・員数と、その職務内容です。

職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業者および業務の管理を一元的に行う。利用の申込みに係る調整、従業者への技術指導など、サービス内容の管理を行う。
児童発達支援管理責任者	1名	個別支援計画の作成のほか、利用の申込みに係る調整、従業者への技術指導など、サービス内容の管理を行う。
児童指導員または保育士	2名以上	個別支援計画にもとづき、適切かつ効果的な指導と学習支援を行う。

※ このほか言語聴覚士が在籍しています。職員の勤務体制は、事業所内に「勤務形態一覧表」として掲示しています。

HOURS

営業日・営業時間

項目	内容
営業日	月曜日から土曜日（国民の祝日、年末年始 12月29日～1月3日、夏季休業 8月13日～15日、その他会社の指定した日を除く）
営業時間（月～金）	9:30～16:35（13:00～14:00を除く）
営業時間（土）	9:00～16:05（12:30～13:30を除く）
サービス提供時間	営業時間と同じ

※ 午前の部と午後の部に分けて支援を行います。開所日は営業日カレンダーでご確認ください。

Chapter

03

サービスの内容と利用料金

SERVICES

提供するサービスの内容

運営規程第7条に定めるもののうち、未就学のお子さまを対象とする当事業所で実際に提供している内容です。

サービス	内容
日常生活における基本的動作の訓練	機能訓練・療育
集団生活適応訓練	社会適応訓練・療育
個別の課題に応じた指導	お子さまごとの個別支援計画にもとづく指導
行事	親子での社会見学、作品展、成果発表、親子カフェなどを年に数回実施

FEES

利用料金

障害児通所給付費の対象となる部分の自己負担は1割で、世帯の所得に応じた月額上限があります。

項目	内容
0歳～2歳	東京都の児童発達支援事業所等利用支援事業により、令和7年9月から所得にかかわらず無償です。
3歳～5歳	満3歳になって最初の4月1日から3年間、利用者負担は無償です。
おやつ代	1回につき100円
その他	日常生活において通常必要となるもので、利用者にご負担いただくことが適当なものの実費
請求と支払い	1か月ごとに計算して請求し、毎月末日までに事業所の窓口で現金にてお支払いいただきます。

※ 実費をいただく場合は、あらかじめ内容と費用を説明し、同意をいただいたうえで提供します。お支払いいただいた費用については領収証を交付します。

CAP

利用者負担上限額の管理

複数の事業所をご利用で、月の負担額の合計が上限を超える場合は、保護者からのご依頼にもとづき、合計額を算定して市町村へ報告します。

Chapter

04

安心してご利用いただくために

EMERGENCY

緊急時・事故発生時の対応

項目	内容
体調不良・けが	応急処置を行い、保護者へ連絡します。必要に応じて協力医療機関または救急へ連絡します。
協力医療機関	協定を締結しています。事業所内に掲示しています。
事故が起きたとき	事故報告書を作成し、保護者へ説明のうえ、必要に応じて府中市および東京都へ報告します。
賠償	業務により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

CONTACT

苦情・相談の窓口

苦情解決責任者(管理者) 児童発達支援 pocopoco	042-306-7126
苦情受付担当者(児童発達支援管理責任者) 児童発達支援 pocopoco	042-306-7126
府中市 障害者福祉課 市内の障害福祉サービスに関する相談	042-335-4162
東京都社会福祉協議会 運営適正化委員会 福祉サービスの苦情相談(月～金 10:00～16:00)／FAX 03-5283-6997	03-5283-7020

※ 詳しくは「苦情解決のしくみ」をご覧ください。

PRIVACY

秘密の保持と個人情報

従業者は、業務上知り得たお子さまおよびご家族の秘密を、正当な理由なく漏らしません。退職後も同様です。全職員から守秘義務に関する誓約書を取得しています。

関係機関へ情報を提供する場合は、あらかじめ文書により保護者の同意をいただきます。

NOTICE BOARD

事業所内に掲示している事項

ご来所の際は、事業所内でもご確認いただけます。

- 運営規程
- 勤務形態一覧表
- 苦情解決の措置の概要
- 指定通知書
- 協力医療機関
- 重要事項説明書
- 36協定
- 避難場所・AEDマップ
- 虐待の防止のための指針および通報先